最終更新日：2015年5月15日
フジコピアン株式会社
代表取締役社長　赤城貫太郎
問合せ先：管理部　06-6471-7071
証券コード：7957
http://www.fujicopian.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を確保し株主をはじめ社会から信頼される企業グループであることがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。経営の意思決定および業務執行の透明性を確保し、同時に経営監視の機能を充実することで経営の健全性を高めてまいります。また、コーポレート・ガバナンスの基本となる倫理・法令遵守を徹底すべく、フジコピアン倫理綱領を制定し、企業倫理を重視し社会的責任を全う するための取り組みを強化しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鈴花株式会社	2,582,568	14.43
東京海上日動火災保険株式会社	1,098,660	6.13
トーア再保険株式会社	1,093,110	6.10
株式会社みずほ銀行	762,250	4.25
赤城　耕太郎	531,000	2.96
赤城　貫太郎	499,000	2.78
フジコピアン従業員持株会	441,764	2.46
オー・ジー株式会社	439,300	2.45
株式会社百十四銀行	319,500	1.78
赤城　慎太郎	279,000	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

特にございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

〈監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況〉
監査役は、連結計算書類について、取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、会計監査人の監査の方法および結果の妥当性を監 査役間で協議しております。社長直轄の組織である内部監査部門（以下、監査室といいます）は、当グループの職務、業務が法令、定款その他社内規程等に従い遂行されて いるかについて、定期的に内部監査を実施しており重大な違反行為等の疑いが見つけられた場合は、社長に速やかに報告し、監査役と協同で調 査をすることとしております。監査役は、毎年4月に当事業年度の「監査役監査計画書」をまた、監査室は、毎年12月に翌事業年度の「内部監査計画書」を双方に提供し、双 方の計画を確認したうえで、毎月情報交換のための連絡会を開いております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉谷公伸	他の会社の出身者							△						
飯田敏康	他の会社の出身者							△		△				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉谷公伸	○	―――	他社で取締役等の重要な役職を経験しており、その幅広い知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査を期待できるため。
飯田敏康		―――	他社で取締役等の重要な役職を経験しており、その幅広い知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査を期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

一般株主の保護のため、社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として杉谷公伸氏を指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入しておりましたが、平成16年3月30日定時株主総会決議分のストックオプションについて、平成26年3月30日をもって権利行使期間が満了となりました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年1月1日より平成26年12月31日の取締役に対する報酬支給額は、119百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会において年額3億6千万円以内と決議されております。なお、報酬等の金額につきましては、上記限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議によって決定すること としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、取締役会に原則毎回出席しております。また、取締役会の開催に先立ち、招集通知書と共に資料を配布し、必要に応じて事前に内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1）取締役会をはじめとするガバナンス体制 経営意思決定機能と業務執行機能を分離して、経営のスピードアップと責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員 は各々の領域において代表取締役から権限の委譲を受け、業務執行に専念できる体制とし、事業執行機能の強化を図っております。 取締役会は毎月１回および必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項、会社の基本方針をはじめ重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
取締役会には、全取締役および社外を含む全監査役に加え全執行役員も参加し、経営の透明性を高めています。 また、取締役および執行役員を中心として定期的に経営会議を開催し、各部門の業務執行の過程で発生した問題点を協議検討し、具体的な方針ならびに対応策の決定を行っております。
さらに、経営上特に重要な事項について討議し業務の執行を効率的に進めるため、代表取締役、常務執行役員等による常務会を毎月１回開催しております。
また、法令遵守体制の確立に向けて、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を制定し、当社の尊重する価値観と取るべき行動の基本を明らかにしているほか、従業員からの通報・相談を受け付ける窓口を設置しております。 社長直轄の内部監査部門として監査室を設置しておりります。監査室は監査役、会計監査人と連携を取り監査を実施する体制を整えております。 会計監査人は新日本有限責任監査法人で、会計監査人には正しい経営・財務情報を提供し、適正な監査が実施される環境を整えております。

2）監査・監督の機能に係る事項 当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役を2名選任しており取締役の業務執行を監査しております。また、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、法曹界から補欠監査役1名を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査強化を目的として、4名の監査体制をとっており、内2名を社外監査役としております。社外取締役は置いておりませんが、原則毎月1回開催している取締役会において、監査役から独立かつ客観的な質問・意見を頂いており、現状の体制で経営監視機能は十分に整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年度も、株主総会招集通知は法定期限より早い3月9日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに財務情報・新製品情報を含む会社概要を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を制定しております。また、コンプライアンス規程の制定により、公益通報者の保護をおこなっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を受けており、環境品質方針を制定し環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	1.環境報告書「e－copian」を毎年発行しております。 2.グリーン調達の方針を発表しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制」および「財務報告の信頼性を確保する体制」の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、整備します。

1 当社及び当社子会社（以下、当グループといいます）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。
全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアン コンプライアンス ハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。
会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。
取締役および監査役は、取締役のおこなった決定に関する情報、稟議書その他会社規程により定める文書を常時閲覧することができます。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（BCP）の定期的な改訂をしております。各部門から選出したメンバーによるリスクマネジメントワーキンググループが各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討しており、リスクマネジメント委員会が全社的な視点でこれを補い具体的な活動の管理をしております。
取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。BCPにつきましては毎年12月に改訂の要否を問わず見直しを定期的にしているほか、随時、リスクマネジメント委員会の上申によりBCPの改訂を承認し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
目標管理制度、予算制度により年度計画を明確化し、取締役会、経営会議等でこれを決定するとともに、その執行状況を追跡し必要な修正をおこない、また、取締役会においてその目的に沿った組織編成や人事をおこなうことにより効率的な職務の執行をおこなっております。
また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的におこなわれる体制を確保しております。また、子会社管理規程に基づき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内に徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。
内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実をおこない当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。

6 下記イ、ロ、ハ及びニの体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会等において子会社管理規程に定めるとおり、子会社管理業務担当部門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。
また、上記ロ、ハ、ニについては前記第3項、4項および5項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。
なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。

8 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人を置く場合、取締役はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査役会の同意のうえでこれをおこないます。

9 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、
1. 当該使用人に対する指揮命令権は監査役にあることを確保し、
2. 上記にかかわらず、監査役以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査役からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、
3. 当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとします。

10 下記イ、ロ及びハの体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
ハ. 前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社の役職員は、当社の監査役会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。
監査役から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。
当社は、監査役へ報告をおこなった当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いをおこなうことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の遂行にあたり、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。
監査の実効性を高めるために監査役と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

なお、上記の体制整備については、今後も継続して改善および改良をおこない、より一層効果のある体制を構築するものとします。

巻末「添付資料」:参考資料「模式図1 内部統制システムを実行する体制」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。
また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。
万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、次の適時開示体制概要に則りコーポレート・ガバナンス体制を実行しております。

1. 適時開示の方針
当社は、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」を遵守し迅速な情報開示を行います。また、「有価証券上場規程」に定めのない情報に関しましても、当社の「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」に基づき、適時性、公平性、正確性に十分な配慮を加えた上で、株主、投資家、地域自治体をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの当社への理解と信頼を頂戴する為に、積極的かつ公正に開示することに 努めます。

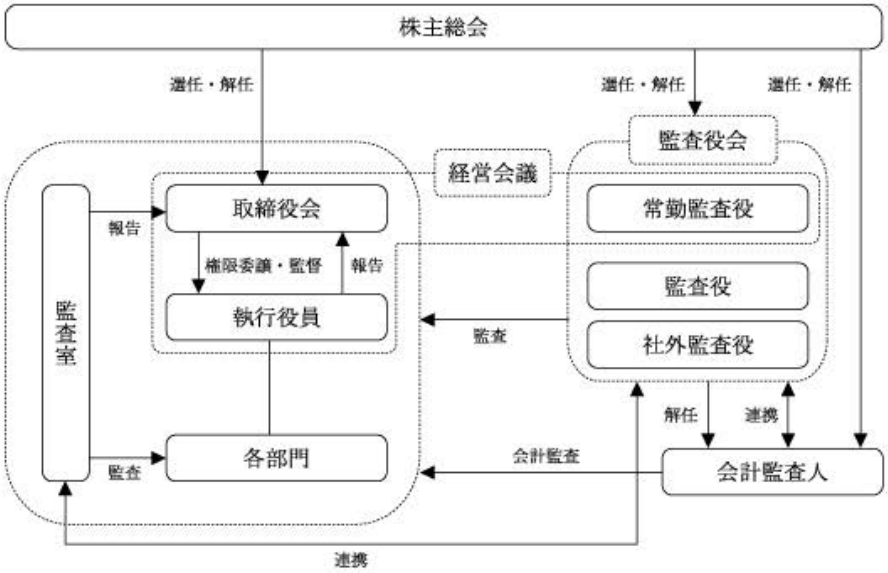
2..適時開示を実行する体制
当社は、取締役会、常務会、経営会議、運営会議等の付議議案、報告によって重要情報が情報管理者を兼ねる管理部長に一元化する体制をとっております。 重要情報に接した管理部長は、金融商品取引法、有価証券上場規程等の法令、規則ならびに倫理綱領、フジコピアン社員倫理行動基準等の社 内規則に照らして情報開示の必要性を認めた場合は、速やかに経営陣に報告し情報開示のための手続を取ることとしております。なお、内部通報者の保護を含むコンプライアンス規程、内部監査規程、内部者取引の規制および重要事実の管理に関する規則等を制定しておお り、これら社内規則は重要事実を把握する為の補完的な役割を果たしております。

3. モニタリング 監査役および監査室は、随時社内監査を実施し適時開示のための体制が有効に機能しているかをモニタリングしております。

巻末「添付資料」:参考資料「模式図2 適時開示を実行する体制」をご覧ください。

巻末「添付資料」

１.参考資料「模式図１　内部統制システムを実行する体制」



２.参考資料「模式図２　適時開示を実行する体制」

